

日向市書かないワンストップ窓口システム構築業務及び運用保守業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、日向市書かないワンストップ窓口システム構築業務及び運用保守業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

日向市書かないワンストップ窓口システム構築業務及び運用保守業務委託

(2) 履行場所

日向市役所

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

①構築 契約締結日から令和8年1月31日

②運用 令和8年2月1日から令和8年3月31日

※運用期間については、サービス開始から60ヶ月間の利用契約（運用保守を含む）を想定している。ただし、60ヶ月間の利用を約束するものではない。

(4) 業務の目的・業務内容

別添「日向市書かないワンストップ窓口システム構築業務及び運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、仕様書は、本業務の業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、本プロポーザル受託候補者の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(5) 提案上限金額

取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。

①構築費：21,483,000円

②利用料（月額）：810,000円

※利用料については、サービス開始から60ヶ月間の利用契約（運用保守を含む）を想定した場合の月額上限額。

2. 提案者の資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。

(4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

(5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年日向市告示第34号）第10条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成29年日向市告示第61号）第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第8条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和7年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、「業務委託」の業種に業種区分「情報処理」で登録されていること。（ただし、登録されていない者であっても、入札参加資格申請書類（以下「資格申請書類」という。）を提出した上で、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。）
- (9) 本業務の公告日から過去5年以内において、地方公共団体における窓口DXSaaSの提供業務を元請けとして実施し、業務を完了した実績を有すること。または、同様の窓口支援システムの導入業務を完了した実績を有するもの。

3. 評価基準

別紙「日向市書かないワンストップ窓口システム構築業務及び運用保守業務 プロポーザル評価基準表」（以下、評価基準表）により評価するものとする。

4. スケジュール

- 令和7年4月10日（木） 公告・募集開始
 - 令和7年4月16日（水） 質問提出期限
 - 令和7年4月18日（金） 質問回答期日
 - 令和7年4月24日（木） 参加表明書類及び入札参加資格届出書の提出期限
 - 令和7年5月9日（金） 提案書提出依頼及び入札参加資格確認結果通知予定
 - 令和7年5月20日（火） 提案書の提出期限
 - 令和7年5月27日（火） プレゼンテーション及びヒアリング
 - 令和7年5月28日（水） 特定結果の通知予定
 - 令和7年6月下旬 契約締結予定
- ※本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

5. 質問の受付・回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和7年4月16日（水） 午後5時まで
- (2) 提出様式 様式第6号「質問書」
- (3) 提出方法 電子メールで事務局アドレスに送付すること。
※電話により「質問書」の到着確認を必ず行うこと。
- (4) 回答方法 令和7年4月18日（金）午後5時までに市ホームページに随時公開することとし、個別の回答は行わない。
- (5) 注意事項
 - ① 電子メールの表題を「日向市書かないワンストップ窓口システム構築業務及び運用保守業務に関する質問」とし、本文中に会社名、担当者名及び連絡先を明記すること。
 - ② 質問の内容を確認するため、本市から問い合わせる場合がある。
 - ③ 質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

6. 参加表明手続

- (1) 提出期限 令和7年4月24日（木）午後5時必着
- (2) 提出場所 日向市総合政策部 行政改革・デジタル推進課
- (3) 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類 1部提出すること。※併せて、電子データ（Word・Excel・PowerPoint・PDF形式のいずれか）を電子メディアまたは電子メールにて提出すること。押印は不要。
 - ①公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
 - ②参加資格要件確認表（様式第2号）
 - ③会社概要書（様式第3号）

④業務実施体制調書（様式第4号）

⑤業務実績書（様式第5号）

7. 入札参加資格届出書等の提出

令和7年度日向市建設業者等有資格業者名簿（以下「資格者名簿」という。）への追加登録を同時申請する者は、別紙「業務委託指名願_様式（R7年度追加用）」を使用し、上記（4）に掲げる提出書類とあわせて日向市競争入札参加資格審査申請書一式を提出すること。また、業種区分は「情報処理」とする。市ホームページに入札参加届出書等を掲載するので、ダウンロードして使用すること。

なお、追加登録の認定は、日向市建設業者等審査委員会の審査を経て決定するものとし、審査結果書面により通知する。ただし、資格者名簿への追加登録を行った者がプレゼンテーションを辞退した場合、遡って資格者名簿から登録を取り消すものとする。

(1) 提出場所 日向市総務部 総務課

(2) 提出期限 令和7年4月24日（木）午後5時必着

8. 提案書提出手続

参加資格審査を経て提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年5月20日（火）午後5時必着

(2) 提出場所 日向市総合政策部 行政改革・デジタル推進課

(3) 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る。）

(4) 提出書類 各1部提出すること。

※併せて、電子データ（Word・Excel・PowerPoint・PDF形式のいずれか）としても電子メディアまたは電子メールにて提出すること。押印は不要。

※書類及び図面サイズはA4またはA3とし、サイズがA3より大きくなる場合はA4またはA3に折り込むこと。

※専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

※各書類にはページ番号を付すこと。

①提案書（様式第7号）

②詳細提案書（任意様式）

③事業工程表（任意様式）

④見積書（様式第8号）

・見積書に、「①構築費」、「②利用料（月額）」、「③利用料（60ヶ月分）」、「④合計額」を記載すること。

・利用料については、本業務の契約とは別にサービス開始後60ヶ月間の利用契約（運用保守を含む）を想定しているため、その見積額を提案すること。ただし、60ヶ月間の利用を約束するものではない。

・記載する金額は、消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税（消費税等）を除いた金額で提案すること。

⑤見積内訳書（任意様式）

⑥提案内容整理票（様式第10号）

⑦仕様書別紙「機能要件確認書」

(5) 留意事項

①提出期限後の資料追加・訂正・差替は認めない。

②提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

③提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書提出後、参加者からの提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。プレゼン等の実施に当たっては、Web 会議サービスを使用するものとする。

なお、プレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

- (1) 開催日 令和7年5月27日(火) ※詳細な時間帯は別途通知する。
- (2) 実施方法 Web会議方式(Zoomミーティング)
※接続用URL・ID・パスワードは市から別途通知
※使用機材は双方で準備
- (3) 出席者 1社あたり4名以内
※原則、主任担当者は出席すること
- (4) 説明 説明内容は評価基準表の順番に沿って行うこと。提案書に記載した内容に限り、アピールポイントを中心に説明すること。なお、投影する説明用資料については自由とするが提案書と照合しながら説明すること。
- (5) 説明時間 参加者の説明を40分以内とし、その後、審査委員からのヒアリングを15分程度とする。
※説明準備は含めない。また、制限時間を超えた場合は途中終了とする。

10. 審査

- (1) 提出された参加表明書、提案書、プレゼン等の説明及び質疑応答の内容を「3 評価基準」に基づき、審査会において採点し、最も評価点が高い事業者を候補事業者に特定する。ただし、合計点が満点の60%に満たない参加者は候補事業者に特定しない。
- (2) プロポーザル参加要請者の選定及び提案書の特定に係る審査は、職員等で組織するプロポーザル審査会で行う。
※なお、提案書を提出した事業者が1社のみの場合であっても、9. プレゼン等を実施の上、上記(1)の審査方法により提案書の特定を行う。
- (3) プロポーザル参加資格審査の結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。
- (4) 提案書の特定結果については、特定された者にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を、「結果通知書」により通知する。

11. 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

12. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格とする。

- (1) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- (3) その他審査会が不適格と認めた場合

13. 契約手続

審査の結果、最も優れた提案書の提案者と契約の交渉(仕様書の修正協議を含む。)を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

14. その他

- (1) 本実施要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 本プロポーザルに係る経費は、参加者の負担とする。
- (3) 参加表明書提出以降に辞退する場合は「辞退届(様式第9号)」を提出すること。

- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提出書類等は、日向市情報公開条例（平成 12 年日向市条例第 46 号）の規定に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (5) 本公告に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年日向市告示第 128 号）の定めるところによるものとする。

15. 問合せ先

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

日向市 総合政策部 行政改革・デジタル推進課（担当：黒木）

TEL 0982-52-2111（内線 2294）／ FAX 0982-54-8747

E-mail gyoudigi@hyugacity.jp